

「土地売買等届出書」記入上の留意事項

1 権利取得者（譲受人）

- (1) 権利取得者（譲受人）の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- (2) 権利取得者が法人の場合は、所在地、名称、代表者の氏名と事務担当者の所属・氏名を記載してください。（押印は不要）また、譲受人業種の番号を○で囲んでください。
- (3) 権利取得者が共有の場合で、届出書に記載する余白が不足する場合は、届出書に代表者の住所、氏名外○名と記載するとともに、別紙（書式は問いません。）に共有者の住所、氏名を記載した一覧表を添付してください。
- (4) 「土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）」欄は、該当する個所にそれぞれ○印を記載してください。
- (5) 代理人による届出の場合には、代理権の所在及びその範囲を証する書面を添付するとともに、届出書の「担当者」の欄に、代理人である旨と代理人の氏名を記載してください。（押印は不要）

2 契約の相手方等に関する事項

- (1) 契約の相手方（譲渡人）の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称、代表者の氏名）及び契約締結年月日を記載してください。
- (2) 契約の相手方の権利が共有の場合は、届出書に代表者の住所、氏名外○名と記載し、別紙（書式は問いません）に共有者の住所、氏名を記載した一覧表を添付してください。

3 土地に関する事項

- (1) 「所在」欄は、公有地等の適用除外の土地を除いた届出対象の土地について記載してください。
 - ア ○丁目○番又は大字○字○○番を記載してください。住居表示が設定されているものは、住居表示を記載してください。
 - イ 番号1、2、3に地番ごとに記載してください。以下、「対価の額等に関する事項」まで同じ。
 - ウ 複数の地番の移転で届出書に記載できない場合は、別紙として一覧表を添付してください。
- (2) 「地目」欄の「登記簿」は登記簿上の地目、「現況」は現況の地目（田、畑、宅地、原野、その他）について主たる地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、登記簿面積、実測による面積の測定があったものについては、実測面積を記載してください。なお、共有持分の譲渡の場合、全体面積に持分割合を乗じて得た面積を記載し、「その他参考となるべき事項」欄に全体面積及び持分割合を記載してください。
- (4) 「利用の現況」欄は、現在の土地の利用状況を記載してください。
- (5) 「届出に係る権利以外の権利」の欄は、
 - ア 「所有権」欄は、届出に係る土地に関する権利が所有権以外（賃借権等）の場合に、所有者の住所、氏名を記載してください。（届出に係る土地の権利が所有権である場合には、記載不要です。）
 - イ 「所有権以外の権利」欄は、届出に係る土地の権利が所有権であって、地上権、地役権、賃借権、抵当権、質権、入会権等の所有権以外の権利が、所有権の移転後も引き続き存続する場合に限り記載してください。
- (6) 「内容」欄には、権利の存続期間、残存期間、堅固（RC造、SRC造等）・非堅固（木造等）の別、地代の額等を記載してください。

4 土地に存する工作物等に関する事項

- (1) 届出に係る土地と併せて、土地に存する工作物等の権利の移転または設定が行われる場合に限り記載してください。
- (2) 土地に存する工作物等の種類（住宅、倉庫、杉等の別）、概要（延べ面積、構造、使用年数等、木竹にあっては樹種、樹齢等）を、「移転または設定に係る権利」と「移転または設定に係る権利以外の権利」の別に、それぞれ該当する欄に記載してください。

5 移転または設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項

- (1) 「移転または設定の態様」欄は、売買、交換等の登記原因の区分により記載してください。
- (2) 「地上権または賃借権の場合」欄は、届出に係る土地に関する権利が地上権または賃借権である場合（権利金等の一時金がある場合）に、存続期間、残存期間、堅固・非堅固（木造等）の別、地代を記載してください。届出に係る土地に関する権利が、所有権移転の場合は空欄としてください。

6 対価の額等に関する事項

- (1) 土地に関する対価の額等
 - ア 各番号別に「地目（現況）」、「面積」、「単価」、「対価の額」を記載してください。
 - イ 数筆の土地を合算して対価を設定してある場合は、合計の欄に合計面積、単価、合計の対価の額のみ記載してください。また、地目（現況）が複数あり欄が不足する場合は、地番、地目（現況）及び面積等の内訳を別紙としても差し支えありません。（本欄には「別紙内訳のとおり」等と記載してください。）
- (2) 工作物等に関する対価の額等
 - ア 届出に係る土地と併せて、土地に存する工作物等の権利の移転または設定が行われる場合に限り、記載してください。
 - イ 対価の額は消費税を含んだ額を記載してください。
 - ウ 移転は行いが、工作物の代価が0円の場合は、対価の額に0円と記載してください。

7 土地の利用目的等に関する事項

- (1) 「利用目的」欄の「用途等」は、
 - ア 届出に係る土地の権利の移転または設定後に予定している利用目的について、できる限り具体的に記載してください。
(例) 住宅(戸数)、マンション(階数等)、工場、ゴルフ場、植林、担保目的、資産保有等
 - イ 現在の土地利用を継続する場合は、「現況利用(〇〇)」とし、〇〇に現在の土地利用を記載してください。この場合、「利用の現況の変更」欄は、無に〇印を付してください。(資産保有等も同様)
- (2) 「利用目的に係る土地の所在」欄は、〇丁目大字〇〇のみを記載ください。
- (3) 「利用目的に係る土地の面積」欄は、この届出のみの場合は、当該面積を記載してください。
将来隣接する土地の購入計画がある場合や、この届出に係る土地が現在所有する土地の隣接地であった場合など、今回の権利の取得が、一団の土地の一部に係る権利の取得であると考えられるときは、当該一団の土地の全体の面積を記載してください。
- (4) 「利用計画の概要」欄は、住宅団地、工場団地やレクリエーション施設等の造成を行う場合に、人工面率、計画人口等を記載してください。
 - ア 人工面率…利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地（農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。）以外の土地の面積の割合を、現況と計画について〇%→〇%のように記載してください。
 - イ 計画人口…①住宅団地等の場合は想定人口を、②工場団地等の場合は計画従業員数を、③レクリエーション施設の場合は計画入込者数及び従業員数等を記載してください。
 - ウ その他…他の法令や条例等の届出等が必要な場合に、協議(審査)が終わっているものまたは、協議(審査)中のものについては、その内容を記載ください。また、公共公益施設の自己負担による整備の計画等がある場合には、その旨及び概況を記載してください。

8 その他参考となるべき事項

土地に関する契約に付随し、または、相当因果関係を有すると認められる支出を内容とする契約（例：営業補償や移転料）がある場合や、開発許可について申請済みの場合には、その旨及び許可の見通しなど、その他参考となるべき事項がある場合に、適宜記載してください。

【提出先】土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課

【提出書類】届出書（押印不要）、契約書の写し、付近図（縮尺5千分の1以上）、形状図（土地の形状を示す図面）

【提出部数】各3部

【提出期限】契約締結日を含めて2週間以内